

令和8年第3回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和8年3月23日（月）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 令和8年3月23日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 2号 取消願について  
日程第 3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第16号 非農地証明申請について  
日程第 7 議案第17号 非農地通知の発出について  
日程第 8 議案第18号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	田邊 介三	○	6	山本 英次	○	11	境江 芳暢	○
2	秋國 満	○	7	津田 泰成	○	12	高松 忠夫	○
3	水重 克幸	○	8	黒瀬 忠司	○	13	竹丸 政春	○
4	見坂トシ子	○	9	仁伍 雅史	○			
5	藤原 憲司	○	10	田中 秀之	○			

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長  
武部 弘典 係長  
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 50分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和8年第3回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会にあたりましては、欠席はございません。全員出席でございます。したがって、ただいまの出席人数は13名。定数に達しておりますので、これより令和8年第3回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方に配付をいたしておる通りでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。5番 藤原委員さん、6番 山本委員さん、両名を指名いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第2 報告第2号 取消願についての報告を求めます。事務局からお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。続いて、担当委員の調査報告を行います。ただいまの案件につきまして、受付番号1号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号1号について報告いたします。3月10日、推進委員、農業委員、事務局にて現地を確認いたしました。これは、令和6年6月24日に3条の申請により許可を得たものですが、取り引き不成立となり、取り消しとなりました。致し方ないかと思ます。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。この件についての質疑はありませんか？質疑等がある方はご発言をお願いいたします。質疑がないようでございますので、以上で取消願についての報告を終わります。次へまいります。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○水重会長職務代理者

それでは休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
はじめに事務局より要点の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○水重会長職務代理者

続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号13号について、13番 竹丸委員さん  
お願いいたします。

○竹丸委員

13番 竹丸です。受付番号13号について報告いたします。3月9日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認いたしました。申請地は吉田町●●にあります。1筆54㎡の田です。図面番号13-13をご参照願います。場所は、●●●●●●を●●●●に進み、●●●●●●を左折、●●●を渡り約200m直進し、四差路を右折して、約100m進んだ右手にある●●●●●●の駐車場前にあります。譲渡人は●●●●●●に在住しており、譲受人が、隣接する自分の農地の効率性、利便性を向上するため、譲渡を希望されました。譲受人は、経営規模拡大を望んでおり、また、周辺地域への影響はなく問題はない事を確認いたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、報告を終わります。

○水重会長職務代理者

続いて受付番号14号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。それでは、受付番号14号についてご説明させていただきます。3月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。場所は、●●●の●●●●●沿いになるんですけど、●●●へ向かいまして、右手の方に●●●●●●●●●●があるんですが、その裏側にある土地です。譲受人は、手広く農業を専業でやっております、たくさんの農地を借り受けて農業をやっておられます。耕作能力も十分にありますし、特段な問題はないように思います。以上です。

○水重会長職務代理者

続いて受付番号15号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号15号について報告します。現地確認は3月10日、推進委員、





議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○水重会長職務代理者

ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

日程第4 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○水重会長職務代理者

続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号5号について、5番 藤原委員さんをお願いいたします。

○藤原委員

5番 水重です。5号についてご説明させていただきます。現場の方の確認は、3月10日、農業委員、推進委員、事務局で行っております。場所は、●●●●の●●●●があるんですけど、その左側の山寄の近くで、●●に面した所なんです。●●を作る時に田んぼがとられまして、細長い土地の角っこの墓地なんです。山の上の方に墓があったんですけど、それを下に降ろされて、端っこの方に墓地を作られたようです。もう20何年前に造っておられ、今回、土地の登記と整合させるという事で、始末書を付して手続きをされたという事です。墓地として長い間使っていますし、周りの田畑に対しては特に問題ないので、認めざると得ないと思います。以上です。

○水重会長職務代理者

続いて6号について、7番 津田委員さんをお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号6号について報告します。現地確認は、3月10日、推進委員、農業委員、事務局で行いました。申請地は美土里町●●です。図面番号14-6をご覧ください。申請地は、●●●●●から●●●●●●●●●●を●●●●●●●●●●に向けて、南西に5km進み、●●●●●●●●●●をくぐり、●●●●●●●●●●を南に100m入った所になります。申請人は、畑2筆を庭敷や車庫として使用していたため、この度、始末書を添付して転用許可を申請するものであります。下の地図で言うと、池、車庫と書いてある所であります。周辺営農への影響が生じることは考

えられません。やむを得ないと確認いたしました。詳しくは別紙調査書のとおりです。報告は以上です。

○田中委員

10番 田中でございます。受付番号7号について、去る3月11日に、推進委員、農業委員、事務局で現地の調査をいたしました。その内容について報告を申し上げます。この案件につきましては、申請人である●●●、これは●●●在住ですが、生地がこの高宮町●●●●●●という所があります。いわゆる実家です。現在山中に墓地がございます。その墓地に上がるには、1m弱の狭い道でございます、車はもちろん上がり、一輪車がやっと上がるといったぐらいの所で、急な坂を上って墓地にあがるという事です。今後、墓地管理が出来なくなってくるという事から、移転をするという申請でございます。場所は、図面番号14-7をご覧いただきたいと思いますが、上の図の左から右下へ道がありますが、●●●でございます。左へずつと行きますと、3km程度で●●●●●●の●●●●●●に着きます。右に行きますと、●●●●●●、●●●●●●につながります。申請地の隣の筆に実家があります。申請地を一部、分筆をして、墓地の建設を行うという案件でございます。畑でございます、水路関係の問題は全くないです、特段なる問題は発生しないと判断をいたしました。以上でございます。

○水重会長職務代理者

続いて受付番号8号について、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。8号について報告します。3月11日、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をしました。図面番号14-8をご覧ください。場所は、●●●●●●から●●●●●●●●●●●●に600m進んだ所の交差点を左折し、200m進んだ右手にあります。申請人は相続により申請地及び隣接する実家を取得しましたが、実家に戻る予定もないため売却先を探していましたが、駐車場のように使っていた申請地が農地である事に気づき、現況に合わせるために今回申請されました。周辺は住宅地になっているため、隣接する農地はなく、農地に復元する事も困難なため、今回の申請は致し方ないもので、許可せざると得ないかと見てきました。尚、詳しくは別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○水重会長職務代理者

以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしいですか？ございませんか。質疑及び意見がないようございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○水重会長職務代理者

全員賛成でございます。よって、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。尚、受付番号5号については、許可妥当と処理をし、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取する事といたします。

ここで、議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時00分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号15号につきまして、3番 水重委員さんをお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。15号について報告いたします。3月9日、推進委員、農業委員、事務局にて現地を確認いたしております。別図の15-15をご覧ください。申請地の上方方向に150mあまりの所に●●●、●●●●●に●●●●●があります。申請地の下に道とありますが●●●●●です。申請地は、後継者不在のため耕作をしていますが、今後も耕作をすることは難しく、今回、土地を有効利用することにし、太陽光発電設備を計画している譲受人に所有権を移転する申請でございます。太陽光発電設備を設置するにあたり、周囲への影響を十分配慮し、草刈りや光害対策もするという計画でございます。周辺農地等への支障もなく、許可はやむを得ないと確認をいたしております。以上です。





証明は妥当と確認しました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号4号について、7番 津田委員さんお願いします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号4番について説明をいたします。現地確認は3月10日、農業委員、事務局、推進委員で行いました。申請地は美土里町の●●です。図面番号16-4をご覧ください。申請地は、議案第15号の受付番号17の所有権移転の案件で報告した農地の隣接地です。この申請地は、そもそもが、戦後の開拓地でありまして、最初は隣接地と一体の土地であったわけですが、いつの頃からか、今回の申請の場所が林になっている状態になっておりまして。耕作放棄に伴う山林化という状況になっております。大きな木が生えている状態です。農地への復旧は困難であり、非農地とすることも致し方ないかと思えます。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしいですか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第16号 非農地証明申請について、受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第16号 非農地証明申請については、受理することに決しました。次へまいります。

日程第7 議案第17号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。これより質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？担当委員さんも意見はございませんか？

質疑および意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入りたいと思います。

議案第17号 非農地通知の発出について、原案を承認することに賛成の委員は挙手をお願い

いたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第17号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。次へまいります。

日程第8 議案第18号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

以上で事務局の説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第18号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第18号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきましては、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和8年第3回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時20分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

5番委員

6番委員